

仲裁ADRワークショップ問題
(2020年開催)

1. ネゴランド国は人口約4000万人、GDP約1000億米ドルの発展途上国である。気候は温暖で、国土は豊かな自然に恵まれており、近海には豊富な漁業資源も存在する。1980年から1989年にかけては内乱が続くなど政情不安であったが、1989年4月に強力なリーダーシップとカリスマ性を持ったリーダーであるフューチャーが大統領に就任して以来、政治は安定し、産業の育成も進んできた。今では、農業、漁業、製造業等が盛んである。農業分野では、小麦、大豆、ジャガイモ、トマト、ブロッコリー等の生産が盛んである。また、酪農、養鶏、漁業も盛んである。製造業では、近年、自動車、電気製品等の分野で目覚ましい発展を遂げており、外国企業の工場の誘致にも積極的である。国民は勤勉で教育水準は高い。最近では、様々な分野でのIT技術の活用にも積極的に取り組んでいる。通貨はネゴリラである。
2. アービトリア国は人口約1億人、GDP約2兆米ドルの先進国である。気候は温暖であるが、最近では摂氏35度を超える夏の猛暑や台風・豪雨等、数年前まではみられなかったような異常気象に見舞われることが多くなっており、大きな災害に至るようなケースも増加している。農業に恵まれた土地は多くなく、農産物の過半は輸入に頼っている。漁業資源には恵まれているが、近年、乱獲が原因で漁獲高が減少している。高度な科学技術を活かした製造業、先進的なサービス産業、金融業等が盛んである。少子高齢化が進んでおり、人口は減少傾向にある。通貨はアブドルである。
3. ネゴランド国とアービトリア国の関係は良好である。両国は二国間の経済連携協定を締結しており、両国間の物品やサービスの貿易は活発である。両国の間には時差はない。1995年から現在に至るまで、ネゴリラ、アブドル、米ドルの為替相場は、1:1:1で安定している。両国はいずれも外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の締約国である。本問題との関係では、問題文中に特に明示されていない限り、両国間の貿易に伴う租税や運送費用は考慮する必要はない。
4. レッド社は、ネゴランド国の株式会社であり、食品や食品加工品を扱う大企業である。レッド社は、1998年に、フューチャー大統領がネゴランド国経済発展のための取組みとして主導した輸出振興策の一環として設立された企業である。当初、国有企業として設立されたが、2000年に民営化された。ネゴランド国内の良質な農産品や魚介類を国内生産者から購入し、それをそのまま、あるいは、加工して、諸外国に輸出することを主要な業務としている。ネゴランド国の農産品は品質の高さで知られており、アービトリア国をはじめ、世界各国で人気を博している。ネゴランド国の農産品に対する世界的な需要は伸びており、レッド社の業容も順調に推移している。こうした状況もあり、レ

レッド社の経営陣は更なる業容拡大に意欲的である。2005年には複数の牧場を買収して直営牧場「レッド・ファーム」とし、牛や鶏の飼育を行っている。レッド・ファームの牛肉や鶏肉はアービトリア、アメリカ、日本等でブームとなっている。また、レッド・ファームで飼育している牛の乳で作ったレッド・プレミアム・ヨーグルトは美味しく健康に良いとしてネゴランド国で大評判となっている。また、2000年代の民営化以降は、ネゴランド国内での食品や食品加工品の自社商品の販売にも力を入れてきており、ネゴランド国内の主要な30都市にレッド社商品の販売のための小売店舗も保有している。レッド社の概要は別添1の通りである。

5. ブルー社は、アービトリア国の株式会社であり、アービトリア国証券取引所に上場している。食料品の輸入販売、加工食品や即席食品の製造、販売を手掛けており、アービトリア国民であれば誰もがブルー社の食品を食べたことがあるというくらい、有名である。食料品の輸入販売では、海外の最高品質の農産物や魚介類を新鮮な状態で国内の家庭や料理店等に届けるサービスである<グローバル・キッチン>に力を入れている。<グローバル・キッチン>では、ブルー社が保有する各地の農産物や魚介類に関する最新の情報をもとに、顧客が求める農産物や魚介類を高品質かつ適切な価格で調達することが可能であり、また、ブルー社は新鮮な状態を保ったままこれらの農産物や魚介類を輸送することが可能な世界最高水準の技術を有している。また、加工食品や即席食品(即席麺、冷凍食品など)については最先端の技術を有している。例えば、お湯を注いで1分待てば超一流店の味を味わうことができる即席麺のシリーズである<ブルー・ヌードル>シリーズ(2000年発売開始)、災害などのための備蓄食品として最適な10年間常温で保存可能なソフトドリンクである<ブルー・ドリンク>シリーズ(2010年発売開始)や、15年間常温で保存が可能であり、いつでもプロの味が味わえるとして好評な缶詰のシリーズである<びっくり缶詰>シリーズ(2014年発売開始)が有名である。ブルー社の概要は別添2の通りである。
6. レッド社とブルー社との取引はレッド社が創立された1998年に遡る。フューチャー大統領は、政情不安のために停滞していたネゴランド国の経済の立て直しのためには、豊かな国土を活かして良質の農産物を生産し、輸出を増やすことが重要であると考えた。しかし、フューチャー政権が誕生する前のネゴランド国は外国との貿易が行えるような状況ではなく、また、内乱が続いたせいで農業や漁業の生産性も低下していた。このため、フューチャー政権成立当時、ネゴランド国内には国内の農産品を大々的に輸出するだけの力のある民間企業はなかった。そこで、フューチャー政権は、ネゴランド国の農産品の輸出を推進するための国有企業としてレッド社を設立した。レッド社の社長に就任したのは、フューチャーの側近であったホークであった。
7. ホークの指揮のもとレッド社は、輸出拡大に向けた国内の農産物生産業者の支援策を進

めるとともに、ネゴランド国の農産物を安定的に購入してくれる取引先の開拓に努めることとなった。一方、ブルー社は、1988年当時、グローバル・キッチン事業を開始したばかりであり、安定して良質の食材を調達できる先を探していたところであった。ブルー社のグローバル・キッチン事業部長のエメラルドは、政情さえ安定すればネゴランド国が有力な食材の供給元になるはずであると考えていた。ネゴランド国が対外貿易を推進する方針を打ち出し、レッド社が設立されることを知ったエメラルドは、レッド社の設立準備の段階からホークに接触し、ブルー社としてはネゴランド国の良質な農産物の継続的な輸入に関心がある旨を伝えた。レッド社としても、設立当初から安定的にネゴランド国の農産物を大口購入してくれる先があることは、願ってもないことであった。

8. 1998年10月、ブルー社のエメラルドらがレッド社を訪問し、ブルー社のグローバル・キッチン事業においてネゴランド国の高品質の農産品・魚介類の継続的な取引について交渉を行った。この交渉の際に作成された議事録は別添3の通りである(別添3の議事録はブルー社が作成し、レッド社に「修正すべき点があれば連絡して欲しい」旨を告げて送付したものであるが、レッド社から修正すべき点についての連絡がなされることはなかった)。この交渉結果を踏まえ、レッド社とブルー社は1998年12月、別添4の契約を締結した。別添4の契約は、現在まで契約期間が更新されているが、契約書の改訂がなされたことはない。
9. 別添4の契約のもと、レッド社とブルー社は、1999年から取引を開始した。1999年から2011年までの取引は、専ら、ブルー社のグローバル・キッチン事業の枠内で、ブルー社からの注文に応じてレッド社がネゴランド国の農産品・魚介類をブルー社に販売する形で行われた。取り扱われる農産品・魚介類は季節にも応じて幅広く、アスパラガス、キャベツ、トマト、ナス、ピーマン、シイタケ、ニンジンなどといった野菜、メロン、リンゴ、ブドウ、マンゴーなどといった果物、マグロ、タイ、鮭、海老、蟹などの魚介類などの取引が順調に推移し、取引量も増加していった。また、2005年からは、レッド・ファームの牛肉や鶏肉の取引も始まった。この間の<グローバル・キッチン>関係の取引高の推移は別添5の通りである。ブルー社との取引の拡大もあってレッド社の農産品・魚介類の人気は更に高まり、生産が少ない時期には価格が非常に高騰したり、場合によっては欠品が生じたりすることもあり、商品の安定供給という点でレッド社・ブルー社双方にとって大きな課題となっていた。
10. こうした状況の改善のため、レッド社とブルー社は、2012年、<グローバル・キッチン>の顧客に対してよりスピーディーな対応を行うべく、受発注のプロセスについて新しいシステムを導入した(両社の間では、このシステムを「RBリンク」と呼んでいる)。具体的には、レッド社は、ブルー社と共同で<グローバル・キッチン>の対象となる商品の在庫・入荷予定・価格についての情報を管理するシステムを開発し、これをネット

ワークによりブルー社のシステムとリンクさせた。これにより、レッド社がこれらの情報を入力すると自動的にブルー社のシステムに反映されるようになった。そして、ブルー社が顧客からの注文をシステム上で入力すると、そのデータが自動的にレッド社のシステムに反映され、かかるデータに基づいて自動的にレッド社の倉庫に商品の発送の指示を行うことになった。この RB リンクの導入に際して、レッド社とブルー社は別添 6 の覚書を締結した。RB リンクの導入によって、ブルー社が発注してから<グローバル・キッチン>の顧客に対して納品に要する日数が 2 日程度短縮することとなり、またネゴランド国経済の発展に伴いネゴランド国の農産物の品質がさらに向上したこととも相俟って、<グローバル・キッチン>におけるネゴランド国産の商品の売上高の更なる向上に貢献した。また、レッド社、ブルー社とも、注文書や注文請書といった紙の書類を作成したり FAX したりする手間を省くことができ、コスト削減効果もあった。さらには、顧客の注文状況に関するデータがコンピュータに直接記録されることとなり、このデータを活用したアービトリア国の顧客の嗜好の分析や将来の注文予測に基づく生産計画の策定なども容易になった。この RB リンクの導入にはレッド社、ブルー社とも各 100 万米ドルを要したが、上記のような経済的な効果によって、この投資は現在までに十分回収できたと考えられている。

11. また、ブルー社は、2018 年 1 月に AI を活用した在庫管理・受発注管理システムである「スマート・ブルー」を導入した。この「スマート・ブルー」は、ブルー社が取り扱う食料品の輸入・販売に関して、顧客からの受発注の管理、仕入先への発注、在庫管理等を AI が一括して行うもので、単に顧客の注文を自動的に処理するだけではなく、2012 年以降の過去の顧客の注文データや、価格の推移・市場の動向等に関する情報を AI が分析し、今後の発注を予測する機能を有している。この結果、ブルー社からレッド社に対する発注は、ブルー社の顧客からの注文を受けて行うだけでなく、顧客の注文状況を予測して、自動的に行うこともできるようになった。この「スマート・ブルー」を導入したことにより、<グローバル・キッチン>においても、顧客の注文を処理してレッド社に発注するのみならず、過去のデータや市場の動向を AI が分析して、一定量の注文が顧客からなされることが確実に見込まれる場合には、予めレッド社に注文を行うことができるようになり、より迅速かつ確実に顧客の注文に応じることができるようになった。なお、レッド社の側では、ブルー社の注文が顧客の注文によるものか、AI の予測によるものかを知ることはできない。
12. <グローバル・キッチン>との関係で「スマート・ブルー」の効果を最大限に発揮するためには、<グローバル・キッチン>の対象となる農産物・魚介類等についての最新の多種多様な情報が AI に提供されることが重要であった。なぜならば、「スマート・ブルー」における AI はこうした情報も利用して顧客の注文の予測を行うからである。そこで、ブルー社は、「スマート・ブルー」の導入にあたり、ネゴランド国内の天候、農産

物や魚介類に関する生産量や市場価格等に関する情報の提供をレッド社に依頼した。レッド社は自己が取得・保有する情報のうち、これらの情報（レッド社が市場調査会社などの第三者から取得したものや、レッド社が独自に市場動向を調査した結果得たものも含まれる）が自動的に RB リンクのシステムに蓄積されるようにシステムを改良し、ブルー社はネットワークを通じてこれらの情報が取得できるようになった。このシステム改良にあたっては、レッド社とブルー社は、従来から存在した受発注や請求・代金管理のプロセスに関する「勘定系」と、新たに追加された情報共有に関する「情報系」のシステムは独立したものとして構築することとした。RB リンクの勘定系を通じて行われる取引の内容と情報系を通じて提供されている情報は、「RB Dashboard」という情報管理システムを使ってリアルタイムで確認することが可能である。この取り決めに関するレッド社とブルー社とのやり取りは、別添 7 の通りである。

13. RB リンクはうまく稼働していたが、2019 年 3 月、トラブルが発生した。それは、RB リンクを通じてブルー社からレッド社に対して、200 万米ドル相当の蟹の注文がなされたというものである。ネゴランド国の高級蟹であるネゴ蟹は美味で知られており、アービトリア国でも人気が高い。ただ、ネゴ蟹は高級品で 1 杯あたり 200 米ドル超と値段が高く、＜グローバル・キッチン＞でもそれほど注文が多いわけではない。ネゴ蟹は 2013 年に大豊漁となったことがある。その際には 1 杯当たりの価格が 50 米ドルに低下したことがあったが、その際には＜グローバル・キッチン＞を通じて大量の注文が殺到した。しかし、注文が多すぎてブルー社の注文処理が遅延し、またその影響もあってレッド社も発注量のネゴ蟹を確保することができず、このためレッド社・ブルー社共に販売機会損失を含め多額の損失を出すという結果になってしまった。このことは、ブルー社が「スマート・ブルー」を開発することとなったきっかけの一つとなっている。
14. 2019 年 3 月 3 日 22 時頃、RB リンクのシステムに、レッド社が市場を調査して得た情報として、（ア）ネゴ蟹が大豊漁であったとの情報、（イ）ネゴ蟹の市場価格が大きく下がっているとの情報が入力されるとともに、（ウ）ネゴ蟹のレッド社による販売価格が 1 杯あたり 50 米ドルであるとの情報が入力され、自動的にブルー社に提供された。「スマート・ブルー」の AI は、これらの情報を受けて、＜グローバル・キッチン＞の顧客から実際には注文がなされていないにもかかわらず、2019 年 3 月 4 日 1 時頃、レッド社に対して 1 万杯の蟹の注文を行った。過去の取引データから考えて、顧客から大量の注文がなされることが確実であると AI が判断したものと推測されている。この注文に応じて、レッド社のコンピュータ・システムは自動に発送処理を行い、注文がなされた直後に、レッド社の倉庫に対してネゴ蟹 1 万杯をブルー社に発送するよう指示を行った。この指示を受け、2019 年 3 月 4 日 8 時頃、1 万杯のネゴ蟹がブルー社に発送された。この蟹は、3 月 5 日 9 時にブルー社に到着した。

15. しかし、これら（ア）～（ウ）の情報は事実とは異なるものであった（実際、大豊漁で市場価格が大きく下がっていたのはエビであり、ネゴ蟹の販売価格は1杯あたり200米ドルであった）。この結果、レッド社の勘定系のシステムでは、1杯あたり200米ドルのネゴ蟹1万杯の注文を受けたとしての処理がなされ、RB Dashboardの勘定系の情報に関するスクリーンにも3月4日1時以降そのように表示されていた。3月3日22時から4日8時までの間に、＜グローバル・キッチン＞の顧客の中にネゴ蟹を注文した者はいなかった。

上記の点に関して、レッド社の担当者であるホーク及びブルー社の担当者であるパールが仲裁審理に先立ち行われた証人尋問におけるやりとりは別添8のとおりである。

なお、「スマート・ブルー」を導入して以来、取引を巡ってトラブルとなったことは一度もなかった。なお、付託事項書を作成する過程で、レッド社とブルー社のシステムに関する事実関係を仲裁廷が整理した書面が別添9である。レッド社もブルー社も、この書面に記載されている内容が事実であることについては認めている。

16. ブルー社は、3月5日にネゴ蟹1万杯を受領した。しかし、＜グローバル・キッチン＞の顧客からネゴ蟹の注文がないにも関わらず、レッド社にネゴ蟹1万杯を注文していたことを不審に思い、ブルー社のエメラルドは、3月5日10時にレッド社のスワローに連絡を取った。

エメラルド：「本日、レッド社からネゴ蟹1万杯が納品された。スマート・ブルーがそのような注文をしたのは俄には信じがたいが、本当に注文があったのか。」

スワロー：「RBリンクを通じて確かにネゴ蟹1万杯の注文を受けている。代金は総額で200万米ドルになるので、支払をお願いしたい。」

エメラルド：「ちょっと待つて欲しい。こちらのログを見る限り、販売価格は50米ドルとなっていた。」

スワロー：「実は、3月4日に外部からの不正アクセスがあり、RBリンクに不正な情報が書き込まれていたようだ。価格は50米ドルではなく200米ドルである。」

エメラルド：「こちらは50米ドルであることを前提に注文をしている。価格が200米ドルだというのであれば、注文は全てキャンセルする。キャンセルできないとしても、こちらは代金として50万米ドルしか支払うつもりはない。」

スワロー：「販売価格は200米ドルであり、それは勘定系システム上もそのように表示されていたはずだ。注文のキャンセルは受けられないし、代金についての主張も認められない。」

エメラルド：「だいたい、そのようなトラブルがあったのであれば、こちらにすぐに連絡すべきではないのか。不正な情報を提供しておいてその対応はおかしいのではないか。」

スワロー：「ホークは当社からブルー社に連絡したと言っている。また、こちらはあく

まで依頼を受けて情報を提供しているだけであり、その情報をどう利用するか、また注文するかどうかはそちらの判断である。こちらは1万杯の注文を受けたので納品したままであり、こちらに責任はない。」

エメラルド：「レッド社はRBリンクを通じて情報提供を行う義務を負っていたのであり、不正な情報を提供したことは、当該義務の違反である。また、ホークは当社のキッチン事業部には何の連絡もしていない。」

スワロー：「ホークがブルー社に連絡をしたのは事実であるし、また勘定系システムでは1杯あたり200米ドルで1万杯の注文があったことが記録されている。しかし今にいたるまでブルー社からは何の連絡もなかったではないか。」

エメラルド：「昨日はネゴランド国における重要な祝日であり、全社的に休業していた。そのことはレッド社も知っているはずだ。こちらは速やかに問題を発見して連絡している。いずれにしても、注文はキャンセルするので返品する。」

スワロー：「繰り返すがキャンセルは認められない。ネゴ蟹をこちらに送るかどうかはそちらの勝手だが、代金である200万米ドルは支払ってもらおう。」

17. この点に関してブルー社とレッド社の意見は対立したままだった。しかしながら、新鮮な食品であるため、速やかに、誰かにできるだけ高い値段で買ってもらうことが望ましいという点ではレッド社、ブルー社の考えは一致した。また、ブルー社の鮮度保存技術のお陰で数日は品質を保持できることもわかった。そうしたところ、3月7日、ブルー社は、アービトリア国のグリーン社がネゴ蟹1万杯を1杯当たり100米ドルで購入する意向であることを知り、直ちに売却した。ブルー社の担当者であるパールは、同日、レッド社の担当者であるホークに電話し、次のようなやりとりを行った。

パール：「ネゴ蟹について、アービトリア国のグリーン社が1杯当たり100米ドルでならば買ってくれることとなったので、1杯100米ドルで全て売却した。ネゴ蟹を売却した代金を返却するので、どこに振り込んだらよいかを教えてください。」

ホーク：「繰り返しになるが、キャンセルは認められないため、代金を振り込む必要はない。週明けに請求書を送付するので、当初の売買代金である200万米ドルを支払って欲しい。また、売却するのであれば、当社に事前に相談してくればよかった。丁度、昨日、日本のパープル社からネゴ蟹1万杯を1杯180米ドルで購入したいとの注文が入ったところだった。至急で輸送すれば、鮮度の点でもまだ大丈夫なので、貴社に送った分が不要ならば、その分をパープル社に回すこともできた。」

パール：「それならば、もっと早く言って欲しかった。」

ホーク：「昨日のお昼に、注文が入ったので、15時頃に貴社に電話したが、担当者が不在ですと言われた。折り返しでの連絡を頼んだが、電話がなかった。」

パール：「昨日の13時にグリーン社から連絡があり、18時までに発送を完了できるのであれば買い取るという話だったので、その対応で忙しく、折り返しの電話をする暇が

なかった。」

18. レッド社はブルー社に対して 200 万米ドルの支払を求めたが、ブルー社はネゴ蟹の売買契約は有効ではなく 200 万米ドルの支払義務はない、仮に売買契約が有効であるとしても代金額は 1 杯あたり 50 米ドルであるので支払うべき額は 50 万米ドルであると主張した。しかしながら、レッド社が書面により「ブルー社が 200 万米ドルを支払わない限り、これ以上は注文に応じることはできない」旨の通知をしてきたため、ブルー社は、グローバル・キッチンの顧客に迷惑をかけないため、「当社としては 200 万米ドルを支払う義務はないと考えているが、当社の顧客に迷惑をかけないため、暫定的に 200 万米ドルを支払うこととした。しかし、本件については、200 万米ドルの返還を求める仲裁を申し立てる予定である」と通知し、レッド社に対して 200 万米ドルを支払った。なお、レッド社は、仮にネゴ蟹の売買契約が有効ではないとしても、ブルー社が支払うべき価値代替物の額は、1 杯あたり 100 ドルではなく 180 米ドルであると主張している。なお、ブルー社はネゴ蟹の売買代金額である 100 万米ドルをアービトリア国の法務局に供託している（アービトリア国法上、仲裁手続の結果、この売買代金額が誰に帰属するかが明らかになった時点で、法務局は供託された額を当該者に支払うこととなっている）。

以上の紛争を「蟹事件」という。

19. レッド社とブルー社の間では、もう 1 つのトラブルが発生している。それは、レッド社とブルー社との間の合弁事業に関するものである。2010 年頃になってネゴランド国の経済が成長し、国民生活が豊かになり始めると、レッド社は、ブルー社の即席食品のうち、<ブルー・ヌードル>を仕入れてネゴランド国内で販売することを開始した。<ブルー・ヌードル>は、忙しく働くネゴランド国の主に都市部の人たちや、手軽に食事を済ませたいと考える若者の間でヒット商品となった。
20. 2014 年になると、ブルー社は、このような即席食品に対する需要はネゴランド国で益々伸びるのではないかと考え、ネゴランド国に製造拠点を設けて販売を拡大してはどうかと考えるようになった。他方、レッド社としても、更なる事業の多角化を考えていたところであり、食品に関する新たな事業を手掛けたいと考えていたところであった。そこで、レッド社とブルー社は、即席食品の製造・販売について、一緒に事業を行うことについての交渉を開始した。2014 年 5 月、ブルー社の即席食品事業部長がレッド社を訪問し、合弁会社の設立についての交渉を行った。交渉の結果、レッド社とブルー社でネゴランド国に合弁会社を設立すること、出資割合はレッド社が 200 万米ドル、ブルー社が 300 万米ドルとすること、合弁会社の事業は即席食品の製造とすることで合意した。この交渉の際に作成された議事録は別添 10 の通りである（別添 10 の議事録はレッド社が作成し、ブルー社に「修正すべき点があれば連絡して欲しい」旨を告げて送付した

ものであるが、ブルー社から修正すべき点についての連絡がなされることはなかった)。この交渉結果を踏まえ、レッド社とブルー社は2014年12月、別添11の契約を締結した。

21. 2015年1月、レッド社とブルー社の合弁会社であるイエロー社の営業が開始した。2015年から2017年にかけて、合弁事業は順調に推移した。従来の<ブルー・ヌードル>シリーズは、スープに入った麺のみであったが、イエロー社ではそれに限らず、お湯をかけて簡単に調理する技術を応用し、ネゴランド国の伝統的な麺料理で焼きそばに似た料理である「ネゴ麺」を<ブルー・ヌードル>シリーズのラインナップに加えた。イエロー社が製造する<ブルー・ヌードル>シリーズは専らネゴランド国内での販売のためのものであり、レッド社がイエロー社から購入し、レッド社の小売店舗で販売していた。他方、<ブルー・ヌードル>シリーズのうち「ネゴ麺」はブルー社の工場では製造していなかったため、ブルー社がイエロー社から購入してアービトリア国等で販売することとなった。また、2016年からは、お湯をかけるだけで出来上がるレッド・ファームの牛を利用したビーフ・シチューや、ネゴランド国の豊かな魚介類を利用したアクア・パッツアの製造も開始した。このビーフ・シチューやアクア・パッツアは、<イエロー・クイック>シリーズと名付けられた。レッド社とブルー社は、<イエロー・クイック>を合弁事業の対象たる製品(Products)に加えることを合意し、ネゴランド国ではレッド社が、アービトリア国ではブルー社が販売することに合意した。イエロー社は「ネゴ麺」及び<イエロー・クイック>シリーズをレッド社(ネゴランド国での販売分)及びブルー社(ネゴランド国以外での販売分)に販売して利益を得ていた。レッド社やブルー社は、イエロー社の商品を直接消費者に販売していたが、これに関して手数料や売買差益といった形で利益を得ることはなく、イエロー社からの購入価格である4米ドルのまま販売しており、イエロー社が得た収益と同額を持分に依拠して配当として受け取るようになっていた。

22. 「ネゴ麺」及び<イエロー・クイック>シリーズは、ネゴランド国のみならず、アービトリア国等の諸外国でも大ヒットとなった。これらの新商品は、レッド社が採用し、イエロー社に派遣したネゴランド国の技術者達のアイデアを元に実現したものである。この技術者達は、ブルー社の技術をもっと幅広く応用することができるのではないかと考えて新商品を提案し、ブルー社からイエロー社に派遣されてきていた技術者達と協力して新商品を作り上げた。<イエロー・クイック>の開発にあたっては、イエロー社は、ブルー社の技術をもとに新しい技術を発明し、ネゴランド国及びアービトリア国でイエロー社の名前で特許を取得している(この特許があれば、他者の特許がなくても<イエロー・クイック>シリーズを製造できる)。<イエロー・クイック>シリーズは1個当たり4米ドルで販売されている。現在でも、「ネゴ麺」と<イエロー・クイック>シリーズはイエロー社でのみ製造している。

23. しかし、2018年に入るとトラブルが生じた。その原因となったのは、2017年にブルー社が製造・販売を開始した<ブルー・ホット>シリーズである。この<ブルー・ホット>シリーズは、新たに具材が入った袋を手でもむだけで様々な料理がホカホカになって美味しく出来上がるというもので、ブルー社が特許を有する技術を活かしたものである（ブルー社は、アービトリア国、ネゴランド国等で特許を取得している）。<ブルー・ホット>シリーズの第1号商品となったのは酢豚で、予め調理された酢豚が入った袋をもむだけで、美味しい酢豚が出来上がる。電子レンジなどがない家庭や場所でも美味しく温かい料理が食べられるということで、大ヒットとなった。ブルー社は、この<ブルー・ホット>の製造をアービトリア国にある工場で行い、2017年当初は、アービトリア国内だけで販売を開始した。2017年後半には、クラム・チャウダーとクリーム・シチューもラインアップに加えた。
24. レッド社は、ブルー・ホットに使われている技術についてブルー社から技術提供を受けてイエロー社に導入したいと考え、ブルー社に対して、<ブルー・ホット>をイエロー社でも製造することを提案した。しかし、ブルー社はアービトリア国以外での販売を予定していないこと等を理由にこれを拒絶した。これを踏まえてレッド社において検討がなされたが、イエロー社は現在の<ブルー・ヌードル>シリーズや<イエロー・クイック>シリーズの販売で事業計画の数値を問題なく達成していたこと、及び<ブルー・ホット>は味の面でやや問題があり、ネゴランド国内で受け入れられるかという点で不安もあったことから、<ブルー・ヌードル>シリーズや<イエロー・クイック>シリーズの拡大に注力することとし、それ以上ブルー社に対して技術提供を求めるなどの交渉は行わなかった。これに関する両者のやり取りは別添12のとおりである。
25. しかし、2018年に入ると、ブルー社は<ブルー・ホット>の生産を拡大し、アービトリア国以外でも<ブルー・ホット>の販売を開始した。このためブルー社は、アービトリア国の大手食料品販売会社であるブラウン商事と取引を開始した。ブラウン社は<ブルー・ホット>のネゴランド国での販売を担い、2018年1月に新たに開設した5つの店舗で<ブルー・ホット>の販売を開始した（販売を行っているのはブラウン商事の社員であり、ブルー社の社員は販売を行っていない。ブルー社とブラウン商事の間には資本関係はない）。さらに、2018年4月には<ブルー・ホット>を改良し、味が大幅に向上すると共に、ラインナップに、ビーフ・シチューとアクア・パツアが加わった。この新しい<ブルー・ホット>の販売開始はネゴランド国で大変な注目を浴び、大ヒット商品となった。他方、2017年の<イエロー・クイック>シリーズのネゴランド国内での売上は2000万米ドルであったが、2018年は1000万米ドルとなった。<イエロー・クイック>シリーズの利益率は10%であり、1000万米ドルの売上高の減少はイエロー社の100万米ドルの減益となる。

26. 2019年2月、レッド社はブルー社に対して、＜ブルー・ホット＞をネゴランド国内で販売することは、合弁契約に違反する行為であるとして、＜ブルー・ホット＞のネゴランド国内での販売をやめるか、イエロー社で製造・販売を行うように改めるよう求めたが、ブルー社は＜ブルー・ホット＞のネゴランド国内での販売は合弁契約に違反するものではないとして、この要求を拒んでいる。この点に関するレッド社とブルー社とのやりとりは別添13の通りである。現在、＜イエロー・クイック＞のラインアップはビーフ・シチューとアクア・パッツァであり、ネゴランド国やその他の国々における販売の比率は50%ずつであり、また商品ごとの販売比率も（ネゴランド国・その他の国々それぞれにおいて）50%ずつである。また、＜ブルー・ホット＞のラインアップは酢豚、クラム・チャウダー、クリーム・シチュー、ビーフ・シチュー、アクア・パッツァであり、その製造の比率や、ネゴランド国やその他の国々における販売の比率は50%ずつであり、また商品ごとの販売比率も（ネゴランド国・その他の国々それぞれにおいて）20%ずつである。

以上の紛争を「ブルー・ホット事件」という。

27. 蟹事件、ブルー・ホット事件のいずれについても、レッド社とブルー社は交渉による解決を試みたが決着せず、両社は仲裁により紛争を解決することに合意した。仲裁人が選任され、仲裁人とともに作成した付託事項書の抜粋は別添14の通りである。仲裁地は日本である。

28. 加えて、つい最近になって、ブルー社から仲裁廷に対して、別添15の申立てがなされた。レッド社は、この申立てに対して、別添16の通り答弁している。2月29日においては、ブルー社の別添15の申立て（レッド社とファンドとの間の仲裁費用の負担に関する契約の内容を開示せよとの命令の申立て）を認めるかどうかの審理もなされることとなっている。別添15の申立てについての審理は、便宜上、ブルー・ホット事件の後に行うことが合意されている（この申立てについては仲裁人は書面による判断は作成せず、審理の終了後、口頭で判断を述べるものとする）。なお、仲裁人は、現時点では、レッド社に対して資金を提供している者が誰であるかは知らないとの追加の開示を行っている（但し、仲裁判断作成までの時点で、仲裁人が資金提供者が誰であるかを知る可能性は排除できない）。また、日本、ネゴランド、アービトリアの関係法規上、第三者による資金提供が違法であるかどうかについては、検討する必要はない。

以 上

別添1

レッド社の概要

商号： レッド社

本社： ネゴランド国ネゴネゴ

設立： 1998年1月24日

社長： ジュン・ノムラ

従業員： 300名

資本金： 5,000万ネゴリラ

主要株主：ネゴランド銀行（ネゴランド国最大手銀行） 15%

ネゴランド鉄道（ネゴランド国最大手鉄道） 15%

ネゴランド建設（ネゴランド国最大手建設会社） 15%

*上位3社は、レッド社の民営化の際に、ネゴランド国を代表する大手企業が株式を取得し、安定株主となることを期待して国から株式が割り当てられたものである。残りの55%は、政府と関係が深いネゴランド国の企業50社程度や富裕層の個人50名程度が保有しているが、株式保有状況は公開されていない。

業績：

(万米ドル)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
売上高	40,000	41,000	45,000	47,000	50,000	50,000	50,000
利益	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,300

別添2

ブルー社の概要

社名： ブルー社
本社： アーベトリア国アブアブ
設立： 1930年6月1日
社長： トモミ・オータ
資本金： 80億アブドル
事業部門ごとの業績：

(万米ドル)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
売上高	400,000	410,000	412,000	450,000	460,000	470,000	500,000
(加工食品)	300,000	300,000	300,000	320,000	320,000	330,000	350,000
(食料品販売)	80,000	82,000	85,000	110,000	120,000	120,000	130,000
(その他)	20,000	28,000	27,000	20,000	20,000	20,000	20,000
営業利益	20,000	23,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

議事録

日時：1998年10月15日

場所：レッド社大会議室

出席者：	レッド社	社長	ノムラ	
		専務取締役	ビジョン	
		事業部長	スワロー	
		生産管理部長	ファルコン	
	ブルー社	グローバル・キッチン事業部長		エメラルド
		グローバル・キッチン事業部次長		ルビー
		グローバル・キッチン事業部員		パール

1. まず、以下のとおり、ブルー社から、グローバル・キッチン事業についての説明があった。
 - (1) グローバル・キッチン事業は、海外の最高品質の食材を新鮮な状態で、国内の家庭や料理店等に届けるサービスである。1998年4月から取り扱いを開始した。
 - (2) このサービスは、ブルー社と契約している家庭や料理店からの注文を受け、海外の最高級の新鮮な食材を迅速に届けるものである。顧客は、家庭であれば富裕層が中心で、料理店であれば高級店が中心である。
 - (3) 注文してから5日程度で届けることを基本としているが、翌日に届けるエクスプレス・サービスもある。但し、食材の原産地国や食材の種類によって、配達に必要な日数には違いも生じる。
 - (4) 新鮮な状態で食材を届けるため、食材に応じて最善の状態を維持したまま運送できる専用ボックスを開発した。この専用ボックスはブルー社の技術の粋を集めたものであり、特許も取得している。
 - (5) これまで、10か国程度の食材について対応してきているが、アービトリア国の経済が好調であること、アービトリア国民の食への関心の高さ等もあって、大変好評を博しており、契約者の数は増加している。
 - (6) 1980年からはネゴランド国の政情不安のため貿易ができなくなっていたが、今後は、レッド社を通じて優れた食材を輸入したいと考えている。ネゴランド国とアービトリア国は隣国であり、運送に要する時間やコストも他国に比べると小さい。また、ネゴランド国の農産物・海産物の品質の高さはアービトリア国でも広く知られている。実際、レッド・ファームの農産物や他のネゴランド国の農産物を購入してみたが、素晴らしい品質であった。ぜひ、グローバル・キッチンの

主力商品として扱いたい。

- (7) 品質を良いものを安定的に提供してもらえれば、レッド社にも十分満足してもらえる価格で購入できると考えている。

2. レッド社からは、以下の通り返答があった。

- (1) レッド社としては、ネゴランド国の農産物・水産物の安定的な輸出先を求めているところであった。特に、隣国であるアービトリア国への輸出拡大は重要であると考えており、ブルー社が継続的に一定量を購入してくれるのであれば有難い。
- (2) 当社が扱っているネゴランド国の農産物・海産物の上級品の品質の高さには自信を持っている。アービトリア国の舌の肥えた人たちの期待にも応えることができるはずである。
- (3) ブルー社からの注文に迅速に対応できるような態勢を整えたい。ただし、まだ設立したばかりで、在庫管理や発送のシステムなど、ブルー社の期待する水準に至っていない部分もあるかもしれない。

3. レッド社とブルー社は、ブルー社のグローバル・キッチン事業にレッド社が商品を提供することについて合意した。注文のフローについては、以下の通り合意した。

- (1) レッド社は、グローバル・キッチンで要求される品質を満たす商品の在庫・入荷予定、価格について、毎日一回、ブルー社に情報提供する。
- (2) ブルー社は、その情報をグローバル・キッチンの契約先に提供する。
- (3) ブルー社は、グローバル・キッチンの契約先から受領した注文を取りまとめ、速やかにレッド社に対して通知する。
- (4) レッド社は、注文を受領したら商品提供の可否を確認し、速やかに注文請書を発送するとともに、注文された商品を原則として翌営業日までにブルー社宛に発送する。
- (5) ブルー社は、レッド社から受領した商品を契約先に提供する。
- (6) レッド社は、1週間に一度、ブルー社に発送した商品の代金の合計額についての請求書をブルー社に送付する。ブルー社は請求書の受領後、5営業日以内にレッド社の指定する銀行口座に代金を振り込む。
- (7) レッド社とブルー社との通信はFAXで行う。

4. 今後の手続きについて、レッド社とブルー社は、以下の点について合意した。

- (1) レッド社とブルー社は、本年中に本件に関する契約書を締結する。
- (2) ブルー社は、レッド社に対して、商品の発送に用いる専用ボックスを提供する。また、ブルー社は、レッド社がグローバル・キッチンに対応した在庫管理・入荷予定管理・ブルー社への情報提供と発送に関するシステムの改良に協力するものとし、必要な技術及び費用を提供する。

別添 4

SUPPLY AGREEMENT

THIS AGREEMENT, made and entered into as of December 10, 1998, by and between Red Corporation ("Seller"), a Negoland corporation, and Blue, Inc. ("Buyer"), an Arbitria corporation.

WITNESSETH:

WHEREAS, Buyer is desirous of purchasing from Seller agricultural products, such as vegetables, fruits, meats and fishes produced in Negoland ("Products") for its "Global Kitchen Service", and

WHEREAS, Seller is willing to supply such Products to Buyer under the terms and conditions herein contained,

NOW, THEREFORE, in consideration of the mutual promises set forth herein and the mutual covenants herein contained, both parties hereto agree as follows:

1. ORDERS

- (1) During the term of this Agreement, Buyer shall from time to time place orders for Products with Seller (each an "Order").
- (2) Once an Order is placed by Buyer, Seller shall use its commercially reasonable efforts to fill such Order as promptly as practical in accordance with the terms of such Order.
- (3) Once Seller receives the Order from Buyer, Seller shall send the acknowledgement notice to Buyer promptly.
- (4) Buyer may withdraw an Order until Seller sends the acknowledgement notice to Buyer.

2. DELIVERY AND PAYMENT

- (1) Seller shall deliver the Products ordered by Buyer on the basis of DDP at the designated place by Buyer as promptly as possible within commercially reasonable time. The trade term CIF.
- (2) As a condition precedent to recovery for any claim for shortages, defects or other non-conformity in filling an order, Buyer must inspect the Products and make claim in writing, specifying any non-conformity, within two (2) days after receipt of the Products.

(3) On every Monday, Seller shall send the invoice for the sum of the price of the Products that Seller has sent to Buyer in the previous week. Buyer shall make the payment of the amount to the designated bank account of Seller within five (5) business days after its receipt of the invoice.

(4) In the event Buyer defaults in any payment to Seller or otherwise defaults in the performance of this Agreement, Seller shall have the right, in addition to any other right or remedy, to suspend delivery of the Products ordered by Buyer but not yet shipped or to freely dispose of the same at Seller's discretion.

3. REPRESENTATIONS

Each of the parties represents and warrants to each other that:

(1) it has a power to enter into this Agreement and to exercise its right and perform its obligations hereunder;

(2) the obligations expressed to be assumed by it in this Agreement are legal and valid obligations binding on it in accordance with the terms hereof;

(3) it has obtained any necessary governmental permission, licenses, authorization or clearances, if any, to execute this Agreement.

4. OBLIGATION OF PARTIES

(1) On each business day, Seller shall provide Buyer with the information about the price and stocks of Products available for the Global Kitchen Service so that Buyer may place an order.

(2) Buyer shall provide Seller with special boxes that Seller should use to deliver Products.

(3) Buyer shall cooperate Seller to develop its systems and provide Seller with the technology and cost that would be necessary to establish such systems under this Agreement.

(4) Seller may, by written notice to Buyer, may delay or suspend shipment, delivery of or stop the Products in transit, if Buyer fails to perform any provision of this Contract.

5. TERM

Unless sooner terminated pursuant to other provisions of this Agreement, the term of this Agreement shall be five (5) years commencing on the date hereof. This Agreement shall be subject to automatic extension for additional two (2) year periods unless either party, with or without cause, shall give written notice of termination to the other not less than ninety (90) days prior to the end of the initial term of this Agreement or any extension thereof.

6. MISCELLANEOUS

- (1) This Agreement shall be governed by Japanese laws.
- (2) Orders, notices and other communications between parties under this Agreement shall be made by faxes and addressed to the following:
To Seller: XXXXX
To Buyer: XXXXX
- (3) Neither party shall be liable to fulfill its obligations hereunder, or for delays in performance, due to causes beyond its reasonable control, including, but not limited to, acts of God, acts or omissions of civil or military authority, fires, strikes, floods, epidemics, riots or acts of war.
- (4) This Agreement sets forth the entire agreement between the parties hereto with respect to the subject matter hereof and is intended to supersede all prior negotiations, understandings and agreements. No provision of this Agreement may be waived or amended, except by a writing signed by the parties hereto.
- (5) This Agreement may be executed in one or more counterparts, each of which shall be deemed an original and together which shall constitute one and the same instrument.
- (6) The failure of either party to exercise any right or remedy provided for herein shall not be deemed a waiver of any right or remedy hereunder.
- (7) All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be Tokyo, Japan.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have executed this Agreement on the date first set forth above.

Red Corporation

Blue, Inc.

別添 5

グローバル・キッチンの取引高の推移

(万米ドル)

	売上高 (全体)	ネゴランド国産の産品	
		合計	うち、レッド社からの 購入分
1999年	2,000	500	450
2000年	3,000	600	540
2001年	4,000	650	580
2002年	5,000	700	640
2003年	5,100	750	700
2004年	5,200	1,000	920
2005年	5,700	1,250	1,125
2006年	6,000	1,500	1,350
2007年	6,300	1,650	1,480
2008年	6,500	2,000	1,820
2009年	7,000	2,250	2,100
2010年	6,800	2,000	1,900
2011年	6,400	2,000	1,880
2012年	7,000	2,500	2,330
2013年	7,200	2,550	2,390
2014年	7,300	2,600	2,380
2015年	7,400	2,650	2,490
2016年	7,500	2,700	2,550
2017年	7,600	2,750	2,600
2018年	7,700	2,800	2,650

別添 6

覚書

レッド社とブルー社は、両社が 1998 年 12 月 10 日に締結した Supply Agreement (以下「契約書」という) の下で行う取引につき、以下の通り合意した。

1. レッド社とブルー社は、契約書に記載された商品に関する情報の提供、注文・発送の管理等に関するシステムを共同で開発する。このシステムを「RB リンク」と呼ぶ。
2. レッド社は、<グローバル・キッチン>の対象となる商品の在庫・入荷予定・レッド社による販売価格についての情報を管理し、これらの情報を適時にブルー社に提供するコンピュータ・システム、およびブルー社からの注文を自動的に処理して必要な商品の発送指示を行うシステムを開発するものとする。
3. ブルー社は、レッド社からの情報を受領し、受領した情報をその顧客に提供したり、レッド社に注文を行ったり、発注の状況を管理したりするコンピュータ・システムを開発するものとする。
4. このシステムを通じて行われた注文については、注文にあたり書面の交換は行わない。
5. ブルー社からの注文を受領したものの、在庫不足等、レッド社がブルー社からの注文を執行できない場合には、レッド社は直ちにブルー社に対して注文を承諾しない旨を RB リンクあるいは電話で通知する。
6. レッド社とブルー社は、RB リンクを通じて行う取引を両社がリアルタイムで確認・管理できるシステムとして、「RB Dashboard」を開発する。
7. 上記のシステムの開発に伴う費用は折半するものとする。

レッド社
(署名)

ブルー社
(署名)

別添 7

TO: Blue, Inc.

FM: Red Corp.

Date: December 20, 2017

Re: Re: Re: Re: Smart Blue

お世話になっております。5万米ドルのお振込みを確認しました。

私どもの方では、システムの対応も完了しており、2018年からリアルタイムでの情報提供が行われることとなります。

どうぞ宜しくお願いします。

TO: Red Corp.

FM: Blue, Inc.

Date: November 17, 2017

Re: Re: Re: Smart Blue

お世話になっております。情報提供についてご承諾を頂き有難うございます。対価については、5万米ドルで了解しました。2018年度の方は2017年中にお支払いしますので、システム対応をお願いします。また、情報の真正さについて責任を負わないという点についても承知しました。

TO: Blue, Inc.

FM: Red Corp.

Date: November 15, 2017

Re: Re: Smart Blue

お世話になっております。ご連絡を頂き有難うございました。

承知しました。当社では、ネゴランド国内の天候、農産物や魚介類に関する生産量や市場価格等について、独自に調査するほか第三者から情報を入手していますが、これらに関する情報について、RBリンクを通じて貴社に提供することとしたいと思っております。勘定系とは別に情報系のシステムを設けて当社の保有する情報を提供することについても同意しました。二つのシステムは機能が異なるので、その方がよいと思っております。システム対応の必要もありますので、対価については、5万米ドルとし、毎年、前払いとして頂くことは可能でしょう

か。また、レッド社は、第三者から提供される情報の真正さについて責任を負わないことも確認して頂きたいと思います。

TO: Red Corp.

FM: Blue, Inc.

Date: November 10, 2017

Re: Smart Blue

お世話になっております。かねてよりお話ししておりましたとおり、2018年1月1日より、当社ではAIを活用した在庫管理・受発注管理システムである「スマート・ブルー」を導入することとなりました。この「スマート・ブルー」は、顧客からの受発注の管理、仕入先への発注、在庫管理等をAIが一括して行うもので、単に顧客の注文を自動的に処理するだけでなく、過去の顧客の注文データや、市場の動向等に関する情報をAIが分析し、ブルー社からの発注は、ブルー社のAIが顧客からの注文を受け付け、また、顧客の注文状況も予測して、自動的にレッド社のコンピュータ・システムに行います。

「スマート・ブルー」はRBリンクに接続し、RBリンクを用いた注文等は、私たちの従業員の代わりに、スマート・ブルーから自動的に行う予定です。「スマート・ブルー」は24時間365日稼働します。

「スマート・ブルー」は、顧客の注文データや市場の動向等に関する情報を利用して顧客からなされるであろう注文を予測し、先取りして貴社に注文をすることで、顧客に対する商品提供のスピードアップを図る機能もあります。そこで、従前よりご提供頂いている情報に加えて、ネゴランド国内の天候、農産物や魚介類に関する生産量や市場における価格等に関する情報について、レッド社が保有している情報をRBリンクを通じて自動的に提供して頂きますと幸いです。このため、RBリンクに新たに情報系のシステムを追加したいと思えます。スマート・ブルーは情報系システムや他のソースからの情報を利用して注文の予測等を行い、勘定系のシステムを通じて発注等を行います。

情報提供の対価として、年間、3万米ドルをお支払いしたいと思えます。

別添 8

レッド社担当者（ホーク氏）の仲裁廷における証言

1. レッド社代理人による尋問

2019年3月3日にRBリンクのシステムを通じて、ブルー社に事実ではない情報（①ネゴ蟹が大豊漁であったとの情報、②ネゴ蟹の市場価格が大きく下がっているとの情報及び③ネゴ蟹のレッド社による販売価格が1杯当たり50米ドルであるとの情報）が提供されたのは事実ですか。

－ はい、そのとおりです。

そのような情報が提供されていることに最初に気づいたのはいつですか。

－ 3月4日の6時ごろです。このため、6時30分にデータを修正しました。

不正な情報がどうして気づいたのですか。

－ 当社のシステムセキュリティの担当者から、外部から不正アクセスがあったので被害がないかどうか確認するようという連絡が来ました。そこで確認したところ、不正な情報が記載されていることに気づいたため、システム部門に連絡を取って不正な情報を削除してもらいました。

不正アクセスの原因はどのようなものでしたか。

－ ブルー社の担当者からレッド社の担当者に対して送付されてきたメールがいわゆる「標的型攻撃メール」で、そのメールの添付ファイルをレッド社の担当者が開いたことにより、当該担当者のパソコンを通じてレッド社のシステムに侵入可能な状態となったためということの後日システムセキュリティの担当者から聞きました。不正アクセス自体は、5時30分に遮断されたとのことでした。

不審なメールが来たときの対策は取られていたのですか。

－ はい。折に触れて社内教育などが行われていました。

レッド社のシステムに不正アクセスがあったことをブルー社に伝えましたか。

－ はい。原因がブルー社の担当者からのメールだったということで、ブルー社にすぐに連絡しました。ブルー社も、連絡を受けて同じ状況を確認したとのことでした。

不正アクセスによって勘定系システムも影響を受けましたか。

－ いいえ、勘定系システムへのアクセスはできなかったようで、問題はなく、情報の書き

換えや不正な情報の表示などはありませんでした。

2. ブルー社代理人による尋問

さきほど不正アクセスがあったことをブルー社に伝えたと言明していましたが、情報の書き換えがあったことについても伝えましたか。

－ はっきりとは覚えていませんが、伝えたように思います。

不正アクセスがあったことをブルー社に伝えたとのことですが、具体的に誰に連絡したのですか。

－ 私が連絡を取ったのではないため分かりませんが、そのように聞いています。

ブルー社の<グローバル・キッチン>の担当者とは連絡を取り合いましたか。

－ 取っていません。当時は不正アクセスへの対応に追われており、そこまで気が回りませんでした。

レッド社ではきちんとしたウイルス対策を取っていたのですか。

－ 当社ではネゴランド国において標準的なウイルス対策のシステムは備えていました。しかし、今回感染したものは最新型であったために検知できませんでした。

それでも、レッド社の従業員が添付ファイルを開いてしまったのが原因ですね。

－ 結果としては対策が十分ではなかったということかもしれませんが、私は専門家ではないので詳しくは分かりません。当社のセキュリティの担当者は、できるだけことはやっていたと言っていました。

不正アクセスが判明してからデータを修正するまで時間がかかったのはなぜですか。

－ 不正アクセスがわかったのは早朝でありすぐに対応できる時間ではありませんでした。また、問題の状況を把握するのに手間取りました。

今回、事実ではない情報（上記の①ないし③）が RB リンクを通じてブルー社に提供されることがなければ、ブルー社がネゴ蟹 1 万杯を注文することはなかったと思いますか。

－ はい、それはそのとおりだと思います。

3月4日はアービトリア国が祝日だったということは知っていましたか。

－ はい、知っていました。しかし、祝日だからといって誰も確認しないとは思いませんでした。

ブルー社担当者（パール氏）の仲裁廷における証言

1. ブルー社代理人による尋問

今回の問題に初めて気づいたのはいつですか。

ー レッド社からネゴ蟹が届き、おかしいと思って Dashboard のスクリーンを確認して気づきました。

レッド社から連絡はありましたか。

ー いいえ、特にありませんでした。

ブルー社ではきちんとしたウィルス対策を取っていたのですか。

ー 当社の IT 担当者に確認しましたが、当社ではアービトリア国において標準的なウィルス対策のシステムは備えていました。しかし、今回は、当社の取引先の中に対策が不十分なところがあり、そこが先にハッキングされ、そこから当社の従業員を装ったメールがレッド社に送付されていたとのことでした。

2. レッド社代理人による尋問

蟹が届くまでの注文状況をなぜ確認しなかったのですか。

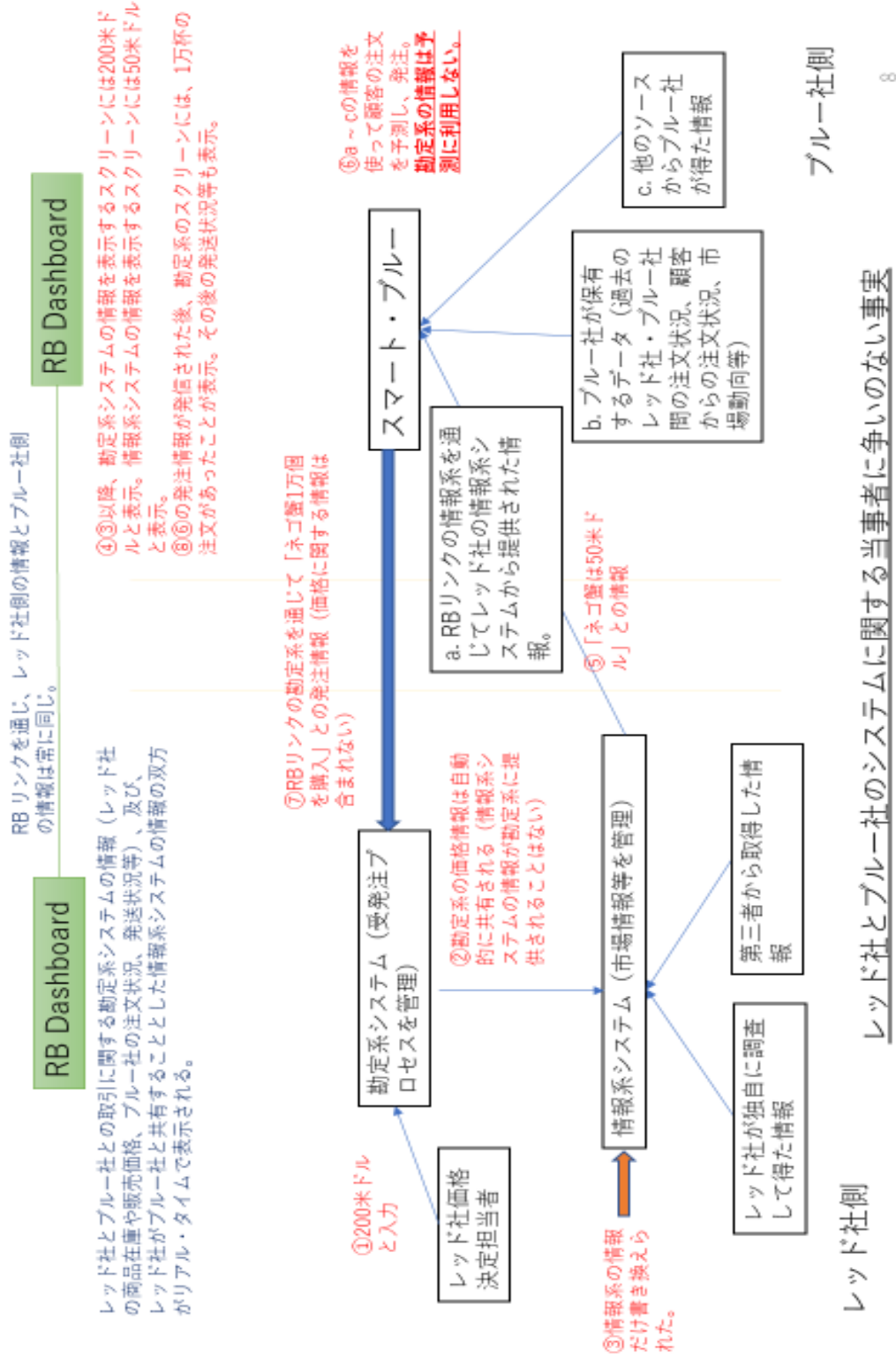
ー レッド社から連絡もありませんでしたし、こちらはそのような注文がされているとは全く思いませんでした。加えて 3 月 4 日は祝日であり、システム担当などのごく一部の従業員を除き全員が休業日でした。

注文状況を確認しようと思えばできたのですか。

ー 誰かが社内にいれば確認することができたと思います。社外から確認することはできません。

3 月 4 日が休業日であったのであれば、仮にレッド社から連絡があったとしてもわからなかったのではないですか。

ー レッド社からの連絡については、私のスマートフォンに転送されることになっていまずので、社外でもわかったと思います。



議事録

日時：2014年5月15日

場所：レッド社大会議室

出席者：	レッド社	社長	ノムラ
		専務取締役	カナリー
		事業部長	ピーコック
	ブルー社	常務取締役	ダイヤモンド
		即席食品事業部長	エメラルド
		即席食品事業部次長	サファイア
		即席食品事業部員	パール

1. レッド社とブルー社は、即席食品に対するネゴランド国や他国での需要について意見交換を行った。その結果、以下の点についての認識を共有した。
 - ・ネゴランド国におけるブルー・ヌードルの売上は好調であり、今後、ますますの伸びが見込まれること。
 - ・ネゴランド国では今後ますます即席食品に対する需要が増加すると考えられること。
 - ・そうした需要の伸びに加え、ネゴランド国には即席食品の原材料となり得る良い食材も多く、また、優れた労働力をアービトリアに比べて安価で確保することができること。
 - ・レッド社はブルー・ヌードルの販売を通じてネゴランド国内での即席食品の販売についての有効な販売チャネルを確立していること。
2. 以上のような認識を前提に、レッド社とブルー社はネゴランド国に、以下のような合弁会社を設立することに合意した。
 - (1) 合弁会社の業務：即席食品の製造
 - (2) 合弁会社の名称：イエロー社（ネゴランド国法上の株式会社）
 - (3) 当初出資割合：レッド社 200 万米ドル、ブルー社 300 万米ドル
 - (4) 事業開始時期：2015 年 1 月
 - (5) ガバナンス：取締役会は 5 名の取締役により構成されるものとし、2 名をレッド社、3 名をブルー社から派遣する。
 - (6) 当事者の役割
 - ・レッド社は、合弁会社の施設の確保、必要な許認可等の取得、製造人員の確保、製品のネゴランド国内での販売を担当する

- ・ブルー社は、製造技術の提供、製造技術を有する技術者の派遣を担当する。
 - (7) 当初は、ブルー・ヌードルの製造を行う。今後、ブルー社が製造している他の即席食品（例えば、冷凍食品など）の製造を行うことについても排除するものではないが、市場の動向、製造技術等を考慮し、レッド社とブルー社が誠実に協議して決定する。
3. 今後の手続きについて、レッド社とブルー社は、以下の点について合意した。
- (1) レッド社とブルー社は、本年中に本件に関する契約書を締結する。

Joint Venture Agreement

THIS AGREEMENT made as of December 15, 2014 by and between Red Corporation, a corporation duly incorporated and existing under the laws of Negoland, having its principal place of business at····, Negoland (“Red”) and Blue, Inc., a company duly incorporated and existing under the laws of Arbitria, having its principal place of business at ···, Arbitria (“Blue”)

WITNESSETH:

WHEREAS Red is engaged in the business of production and sales of agricultural and fishery products in Negoland,

WHEREAS Blue is engaged in the business of food products in Arbitria, and

WHEREAS Red and Blue wish to cooperate in producing and marketing instant foods (“Products”) in Negoland.

THE PARTIES AGREE as follows:

1. Joint Venture Company

1.1 By the end of January 1, 2015, Red and Blue shall cause incorporation and commencement of operations of a joint venture company in Negoland, to be named Yellow Co., Ltd. (“Yellow”).

1.2 Red will provide staff, equipment and facilities and Blue will provide technology and staff to commence the operation of Yellow.

2. Incorporation of Yellow

2.1 The objects of Yellow are to engage in i) producing Products as determined from time to time by Red and Blue and ii) other business relating or incidental to the foregoing.

2.2 The initial paid-in capital of Yellow shall be US Dollars 5,000,000. Red shall contribute US Dollar 2,000,000 and Blue shall contribute US Dollar 3,000,000.

2.3 Transfer of Yellow shares shall be subject to the approval of the Board of Directors of Yellow.

3. Corporate Governance of Yellow

3.1 The number of the members of the Board of Directors shall be five. Two directors shall be nominated by Red and three shall be appointed by Blue.

4. Important Corporate Actions of Yellow

4.1 The following actions shall require an affirmative vote of a Meeting of the Board of Directors:

- a) Adoption and modification of annual business plans, budgets and capital expenditure budgets;
- b) Borrowing, lending or extending credit, at any one time, in excess of US Dollar 100,000;
- c) A transaction which would cause the total borrowing, lending, credits, guaranty and indemnity outstanding to exceed US Dollar 100,000;
- d) Entering into agreements to employ a person for a remuneration in excess of US Dollar 100,000 per year;
- e) Initiating or terminating litigation, arbitration or administrative proceedings;
- f) Any decision which would materially affect the scope of business of Yellow or which would materially affect the financial condition of Yellow.

4.2 The following actions shall require unanimous vote of the shareholders of Yellow:

- a) Amendment to the Articles of Incorporation;
- b) Change in the number of shares Yellow is authorized to issue;
- c) Creating different classes of shares including preferred shares;
- d) Listing and delisting of the shares of Yellow on a stock exchange;
- e) Sale, transfer or disposal of a material part of the business or assets of Yellow;
- f) Dissolution or liquidation of Yellow.

5. Transfer of Shares

5.1 Either Red or Blue may sell all of its shares in Yellow (and only all of its shares) to the other party. The offer shall be in writing and shall set forth the price. The offeree shall have an exclusive option for a period of 45 days to buy the shares at a price not lower than the offered price.

5.2 In the event the offeree fails to exercise its option within the applicable period above, and only in that event, the offeror shall be free to sell all the offered shares to a third party at a price not lower than the price earlier offered to the other party. If sale does not take place within 40 days following the expiration of the abovementioned applicable period, the offeror

shall forgo the sale or this Agreement shall terminate.

5.3 In the event of the sale of shares by either party, Yellow shall change the name of the company to reflect the change in ownership.

5.4 Neither party may pledge any shares of Yellow without the prior written approval of the other party.

6. Deadlock

6.1 If a decision is not made at a Meeting of Shareholders or by the Board of Directors, the directors or shareholders, as the case may be, shall seek to find a way of resolving the relevant issues. If they are not successful after 30 business days, the matter shall be referred to a meeting of the senior management of parties.

7. Marketing

7.1 All Products of Yellow shall be sold to either Red or Blue.

7.2 Red shall be responsible for the marketing and sale of the Products in Negoland and Blue shall be responsible for the same in other countries, including Arbitria.

8. Distribution of Profit

8.1 In each fiscal year, the net profit of Yellow shall be distributed to Red and Blue as dividend in the shareholding ratio.

. . .

14. Responsibilities of Parties

14.1 Both parties shall use their best efforts and shall cooperate with each other in good faith to make the business of Yellow to be successful.

14.2 Blue shall provide Yellow necessary technologies, information, patents and know-how to produce Products.

14.3 Neither party shall carry on nor be engaged in any business that compete with the business of Yellow during the period of this Agreement.

. . .

18. Assignment

18.1 Assignment of any right or obligation under this Agreement without prior written approval of the parties shall be void.

19. Termination of the Agreement

19.1 This Agreement shall terminate when:

- a) Material breach of this Agreement is not cured within 30 days and the party not in breach chooses to terminate;
- b) Red and Blue agree on termination;
- c) Material change in the ownership or control of either of the parties occurs;
- d) Liquidation of Red or Blue voluntarily or otherwise; insolvency or bankruptcy of Red or Blue; or
- e) Any resolution of the Meeting of Shareholders requiring termination.

20. Settlement of Disputes and Governing Norms

20.1 This Agreement shall be governed by Japanese laws.

20.2 All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be Tokyo, Japan.

IN WITNESS WHEREOF,

Red Corp.

By:

Blue, Inc.

By:

別添 12

TO: Blue, Inc.

FM: Red Corp.

Date: October 20, 2017

Re:Re:Re: ブルー・ホット

御連絡有難うございました。そのような事情であれば、仕方ありません。
それでは、ブルー・ヌードルとイエロー・クイックに集中していきましょう。
引き続きよろしく申し上げます。

TO: Red Corp.

FM: Blue, Inc.

Date: October 10, 2017

Re: Re: ブルー・ホット

お世話になっております。

弊社の<ブルー・ホット>につき、御連絡を頂き有難うございます。<ブルー・ホット>を貴社との合弁会社であるイエロー社で製造してはどうか、また、ネゴランド国内で貴社が販売することとしてはどうかのご提案を頂き、大変有難うございました。

弊社内で検討致しましたが、現時点ではいずれについても見送らせて頂きたいと存じます。イエロー社での製造に関してですが、<ブルー・ホット>は特別の製造技術を用いておりアービトリア国の工場以外での製造は難しいと考えております。また、まだ実験的な事業の位置づけで、当面は製造量も限られており、アービトリア国内での販売しか考えておりません。

TO: Blue, Inc.

FM: Red Corp.

Date: October 5, 2017

Re: ブルー・ホット

お世話になっております。

貴社が製造・販売を開始された<ブルー・ホット>について、御連絡をさせて頂きました。<ブルー・ホット>は、<ブルー・ヌードル>シリーズや<イエロー・クイック>シリーズ

と同様、手軽に美味しいものを食べたいというネゴランド国民の嗜好にマッチする商品で、ネゴランド国でも製造・販売を行えば、大ヒットすることが間違いないのではないかと考えています。＜ブルー・ホット＞は貴社と当社との間の合弁契約がその対象としている即席食品であり、イエロー社でも製造し、それを当社がネゴランド国で販売することとしたいと考えています。これは、貴社と弊社、そして、イエロー社の利益に適うものであると考えております。宜しくご検討ください。

別添 13

TO: Red Corp.

FM: Blue, Inc.

Date: February 8, 2019

Re: Re: Re: Re: ブルー・ホット

当社が、ブラウン商事との間で<ブルー・ホット>の取引を開始したのは2018年1月からです。なお、当社とブラウン商事との間の契約には、ブラウン商事が<ブルー・ホット>を販売することのできる地域を制限するような文言はありませんし、そのような条項が必要だとも思いません。合弁契約に照らしても、当社には義務違反はないと考えています。

TO: Blue, Inc.

FM: Red Corp.

Date: February 6, 2019

Re: Re: Re: ブルー・ホット

ブラウン商事との<ブルー・ホット>の取引はいつから始まったのでしょうか。実際に販売しているのはブラウン商事であったとしても、イエロー社の商品と競合する<ブルー・ホット>がネゴランド国内で販売されていること自体が、合弁契約に違反する行為であると考えています。

TO: Red Corp.

FM: Blue, Inc.

Date: February 5, 2019

Re: Re: ブルー・ホット

お世話になっております。

弊社の<ブルー・ホット>につき、御連絡を頂き有難うございます。<ブルー・ホット>は即席食品ではありますが、合弁事業の対象である<ブルー・ヌードル>や<イエロー・クイック>に用いられているのとは全く異なる技術を用いたものであり、合弁事業の対象となるものではありません。当社が独自に開発・製造した商品であり、合弁事業とは関係のないものであると考えております。また、ネゴランド国の店舗で<ブルー・ホット>を販売しているのは当社ではなく、ブラウン商事です。当社は、<ブルー・ホット>をアービトリア国

内で製造し、アービトリア国内でブラウン商事に販売しているのであり、その<ブルー・ホット>をネゴランド国で販売しているのはブラウン商事です。

従って、貴社のご要望には添いかねます。

TO: Blue, Inc.

FM: Red Corp.

Date: February 1, 2019

Re: ブルー・ホット

お世話になっております。

貴社の<ブルー・ホット>について、御連絡をさせて頂きました。貴社もご存じの通り、<ブルー・ホット>をネゴランド国内で販売することによって、イエロー社が製造するイエロー・クイックの売上高が減少しています。<ブルー・ホット>の販売は、合弁契約に違反する行為と言わざるを得ません。直ちに、<ブルー・ホット>のうち、<イエロー・クイック>と競合する商品の販売を停止して頂くようお願い申し上げます。それが難しい場合には、代替案として、以前も申し上げたように、<ブルー・ホット>をイエロー社で製造し、ネゴランド国内では当社が販売することとすることとして頂きたく、直ちに必要な協議を開始したいと思っております。

なお、<ブルー・ホット>の販売により、2018年の<イエロー・クイック>の売上高が減少し、減益となっておりますが、減益分については別途貴社に補償を請求致します。

付託事項書 (Terms of Reference)

1. 蟹事件

(1) 申立人ブルー社が求める仲裁判断

- ① レッド社は、ブルー社に対し、200 万米ドルを支払え。

(2) 被申立人レッド社が求める仲裁判断

- ① ブルー社の請求を棄却する。

(3) 争点

- ① レッド社及びブルー社間のネゴ蟹 1 万杯の売買契約は有効か。
- ② 有効である場合、売買代金額はいくらか。
- ③ 有効ではない場合、ブルー社がレッド社に対して支払うべき金額（供託されている金額を含む）はいくらか。

2. ブルー・ホット事件

(1) 申立人レッド社が求める仲裁判断

- ① ブルー社は、ブラウン商事に対して<ブルー・ホット>シリーズを提供してはならない。
- ② ブルー社は、レッド社に対し、40 万米ドルを支払え（今回の仲裁手続では、2018 年のネゴランド国内での売上減少に係る減益分のみの請求を行っている）。

(2) 被申立人ブルー社が求める仲裁判断

- ① レッド社の請求をいずれも棄却する。

(3) 争点

- ① ネゴランド国の店舗において販売するためブルー社が<ブルー・ホット>をブラウン商事に販売する行為は、レッド社とブルー社との間の合弁契約におけるブルー社の義務に違反するか。
- ② ブルー社に義務違反が存在する場合、ブルー社がレッド社に対して当該義務違反に伴い支払うべき損害賠償額はいくらか。

*本問題との関係では、独占禁止法の適用の可能性を考慮する必要はない。

*利息や問題で言及されていない手数料等については考慮する必要はない。

別添 15

仲裁廷御中

ブルー社代理人

当社は、レッド社が今回の仲裁の費用について、第三者であるファンドとの間で仲裁費用の負担に関する契約（いわゆる third party funding に関する契約で、仲裁に関する費用をレッド社に提供する代わりに、レッド社の請求が認められた場合には、レッド社が得た金額の一定割合を得るとの契約）を締結したとの情報、並びに、当該ファンドは仲裁人の一人と利害関係があるとの情報を得ました（どの仲裁人かは分かっていません）。仲裁費用の負担に関する契約や、当該ファンドと仲裁人との利害関係の内容によっては、仲裁人の忌避の手続きを行う必要があると考えていますので、レッド社に対して当該契約の内容を開示せよとの命令を出していただくよう申し立てます。

別添 16

仲裁廷御中

レッド社代理人

当社が third party funding に関する契約をファンドと締結したことは認めますが、当該ファンドは仲裁手続の当事者ではなく、レッド社には当該ファンドとの契約内容を開示する義務はありません。当社は、当該ファンドと仲裁人との間に利害関係があるとの情報を有していません。また、その契約では契約の相手方や契約内容について第三者に開示してはならないこととされております。従って、ブルー社の申立てを棄却するとの判断を求めます。